

## 【変更案】

## 資料3

(刈谷市こども計画 92 頁抜粋)

### ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

#### 【事業内容】

生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業

#### 【提供体制の考え方】

保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制づくりに努めます。

#### ■ 0歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	11	11	11	11
B 確保の内容	—	11	11	11	11
B - A	—	0	0	0	0

#### ■ 1歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	16	16	16	16
B 確保の内容	—	16	16	16	16
B - A	—	0	0	0	0

#### ■ 2歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	17	17	17	17
B 確保の内容	—	17	17	17	17
B - A	—	0	0	0	0